

古河市障害福祉計画

古河市

目次

第1章	計画の基本理念等	1
1.	基本理念	1
2.	基本方針	1
第2章	計画策定の趣旨	2
1.	計画の背景と趣旨	2
2.	計画の位置づけと期間	3
	(1) 計画の位置づけ	
	(2) 計画の期間	
3.	障害福祉計画に定める事項	3
4.	障害のある人の状況	4
	(1) 身体障害者手帳所持者数の推移	
	(2) 療育手帳所持者数の推移(知的障害)	
	(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移	
5.	古河市における障害福祉の主な課題	8
第3章	平成23年度の数値目標の設定	9
第4章	障害福祉サービスの必要量の見込みと 確保のための方策	10
1.	サービス提供体制のあり方	10
2.	サービス確保のための方策	10
	(1) 相談支援体制の構築	
	(2) 福祉施設から一般就労への移行を推進	
	(3) 訪問系サービスの充実	
	(4) 日中活動系サービスの充実	
	(5) 居住系サービスの充実	
	(6) その他	
3.	障害者自立支援法に基づく新事業体系	11
4.	新体系における自立支援給付サービスの 見込み量と方策	12
	(1) 訪問系サービス	13
	(2) 日中活動系サービス	13
	生活介護	14
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	15
	就労移行支援	16
	就労継続支援(A型・B型)	17
	療養介護	17
	児童デイサービス	18
	短期入所(ショートステイ)	19
	(3) 居住系サービス	19
	共同生活援助・介護	20
	施設入所支援	20
	(4) 相談支援	20

第5章	地域生活支援事業の充実	21
1.	事業への取り組み	21
2.	事業内容	21
3.	地域生活支援事業の概要と方策	22
	(1) 相談支援事業	22
	障害者相談支援の強化	
	成年後見制度利用の促進	
	(2) コミュニケーション支援事業	22
	(3) 日常生活用具給付等事業	23
	(4) 移動支援事業	23
	(5) 地域活動支援センター機能強化事業	24
	(6) その他の事業	25
第6章	計画の実現に向けて	26
1.	計画達成のために	26
2.	計画の評価及び見直し	27

資料編

1.	総人口の推移	28
2.	将来人口	30
3.	福祉関連事業所	32
4.	障害者(児)アンケート調査の結果	35
5.	障害自立支援法 第八十八条	43
6.	障害者自立支援法に基づく新体系	43
7.	計画策定の経緯	44
8.	古河市障害福祉計画策定委員会設置要綱	45
9.	古河市障害福祉計画策定委員会市民部会 委員名簿	47

第 1 章 計画の基本理念等

1 . 基本理念

だれもが障害のあるなしに関わらず、生涯を通じて安心して心豊かにいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現をめざします。

古河市ではこの基本理念の実現のために必要な障害福祉サービスやその他の支援施策を推進します。

障害への理解を深め、互いに尊重しあえるまち

共に生きる、ふれあう、支えあう、夢を語りあうまち

障害者一人ひとりにやさしい、福祉のまち

古河市障害福祉計画策定委員会市民部会提案

2 . 基本方針

古河市総合計画の基本理念である『風格と希望に満ちた“いきいき古河”』の理念のもと、福祉健康政策の柱である『互いに支え合う福祉と健康の社会づくり』をめざし、障害者自立支援法に基づく自立と共生の社会づくりへ向けての基本方針を設定します。

(1) 障害のある人の主体性を尊重します

障害の種別を問わず、障害者自身が必要なサービスや、その他の支援を選択し、自立と社会参加の実現を図っていくことを支援します。

(2) 制度を一元化し総合的なサービス提供をめざします

身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに分かれていた制度を一元化し、総合的なサービス提供を図ります。

(3) 地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤を整備します

障害のある人の自立を進めるため、福祉施設から地域生活への移行や就労支援等の新たな課題に対応するサービス提供基盤を整えとともに地域社会全体で支えるシステムやネットワーク構築へ向けた取り組みを推進します。

第 2 章 計画策定の趣旨

1 . 計画の背景と趣旨

平成 18 年 4 月 1 日に障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制確保に関する障害福祉計画策定が義務づけられました。

障害者自立支援法では、障害のある人が「地域で暮らす」ことを当たり前にするために次のようなことを改革のねらいとしています。

障害福祉サービスの一元化

サービス提供主体を市町村に一元化し障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず各種福祉サービスを一元的に提供します。

障害者がもっと働ける社会に

福祉施設から一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力に応じて障害のある人の就労を支援します。

地域の限られた社会資源を活用

市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、施設基準や運営主体の規制を緩和します。

手続きや基準の透明化及び明確化

支援の必要性の度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化し、明確にします。

増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う

利用したサービスの量や所得に応じた利用者負担や国の財政責任を明確にします。

2 . 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

古河市障害福祉計画は障害者基本法に定める基本的理念を実現するために策定するものです。

障害者基本法の基本的理念

- ・すべての障害者は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- ・すべて障害者は社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
- ・何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(2) 計画の期間

第1期計画において平成23年度を目標とする数値目標・福祉サービスの見込量を設定し、第1期計画の実績を踏まえて、平成20年度に第2期計画を策定します。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1期 計画期間			第2期 計画期間		

3 . 障害福祉計画に定める事項

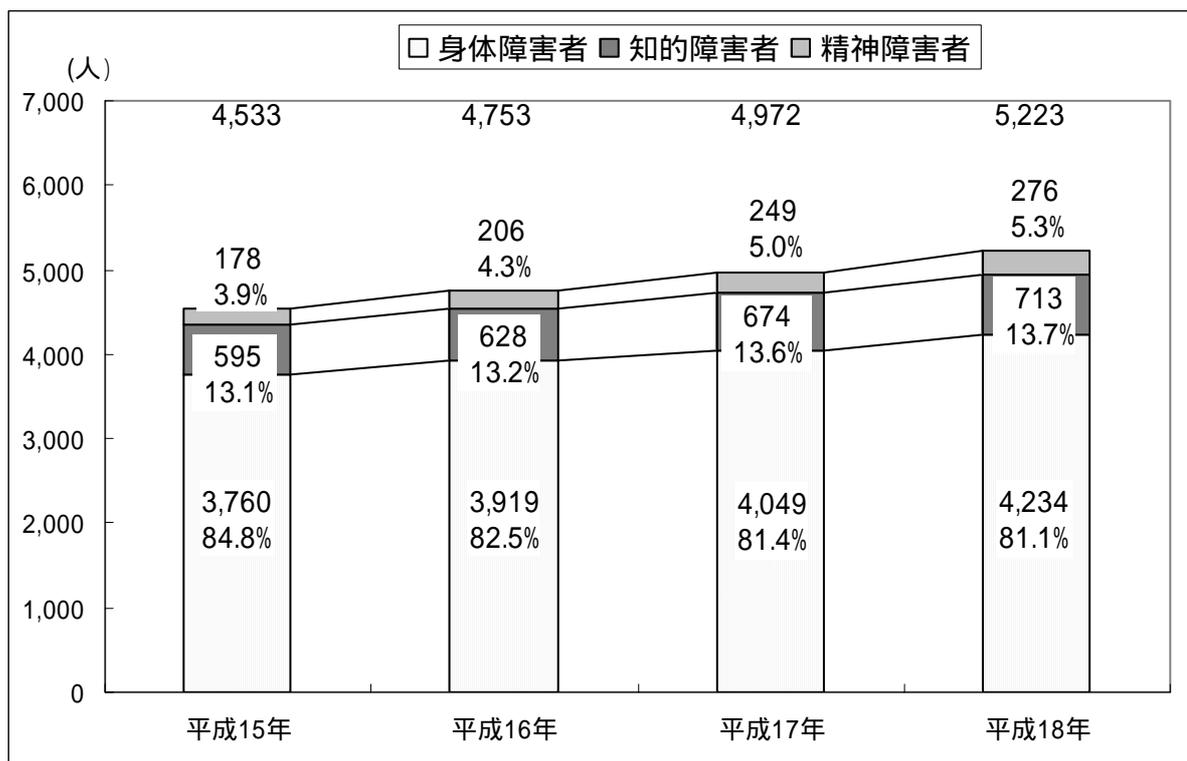
次の施策についての平成23年度目標値の設定
福祉施設入所者を地域生活へ移行。
退院可能な精神障害者を地域生活へ移行。
福祉施設から一般就労へ移行。

各年度における障害福祉サービスの見込み量
各年度における障害福祉サービス確保のための方策
地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

4.障害のある人の状況

障害のある人には障害の種類に応じて、身体に障害のある人には身体障害者手帳、知的障害がある人には療育手帳、精神障害がある人には精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

古河市における障害者手帳交付者数は、平成15年の4,533人から平成18年には5,223人へ増加し、身体障害81.1%、知的障害13.7%、精神障害5.3%となっています。



身体障害者手帳

下記の身体障害について、医師の診断等に基づいて、障害程度に応じた手帳が交付されます。

- ・視覚障害 ・聴覚障害 ・平衡機能障害 ・音声、言語機能障害
- ・そしゃく機能障害 ・肢体不自由 ・心臓機能障害 ・じん臓機能障害
- ・呼吸器機能障害 ・ぼうこう直腸機能障害 ・小腸機能障害 ・免疫機能障害

療育手帳

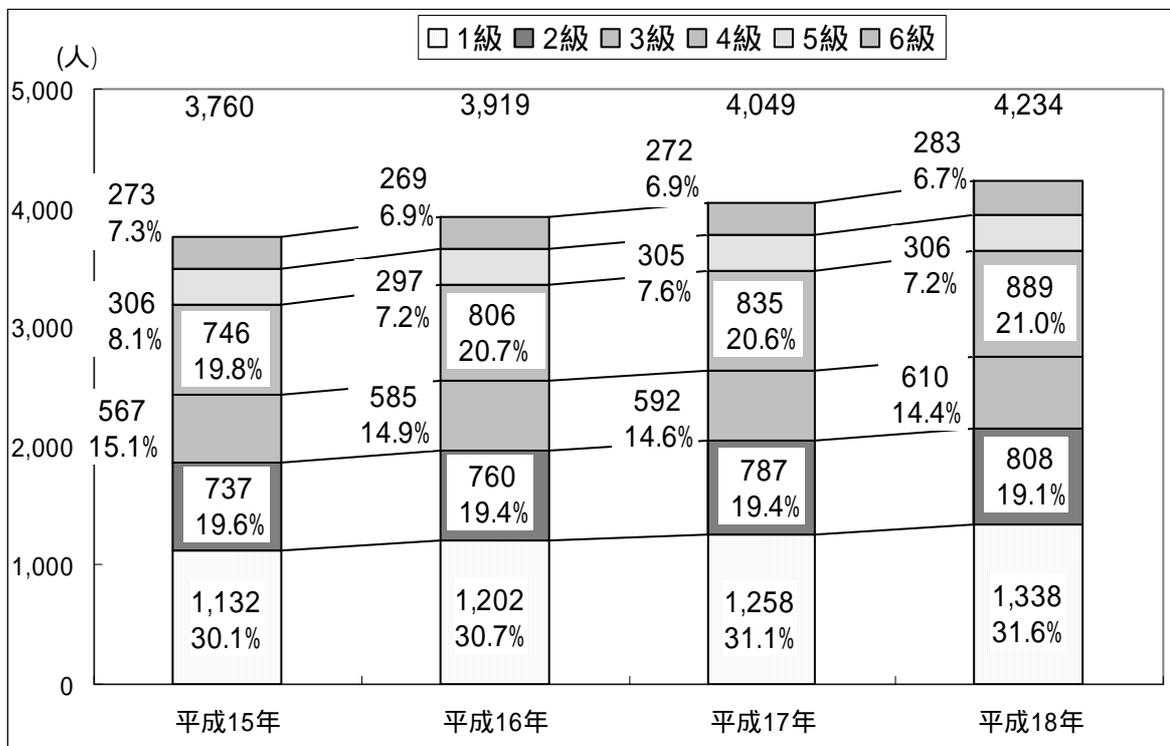
児童相談所(18歳未満)又は福祉相談センター(18歳以上)で知的障害と判定された人に対して、障害程度に応じた手帳が交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患等により日常生活や社会生活に不自由のある人に、医師の診断等に基づいて、障害程度に応じた手帳が交付されます。

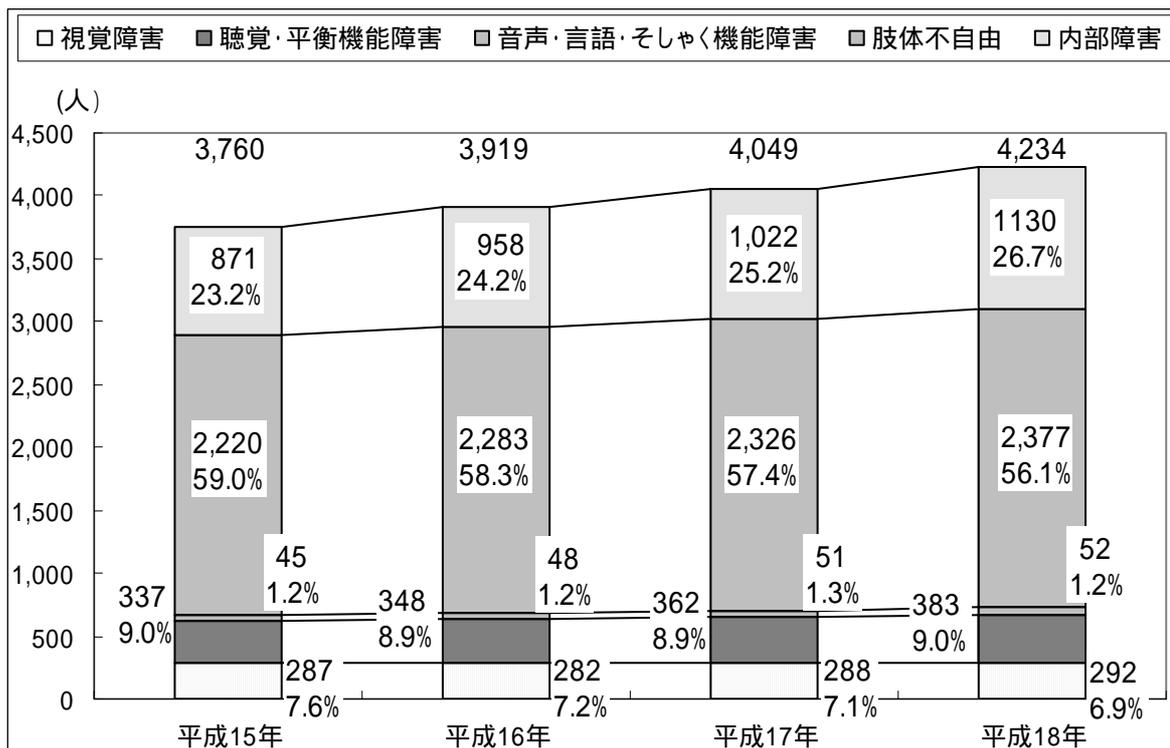
(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

等級別身体障害者手帳所持者数の推移



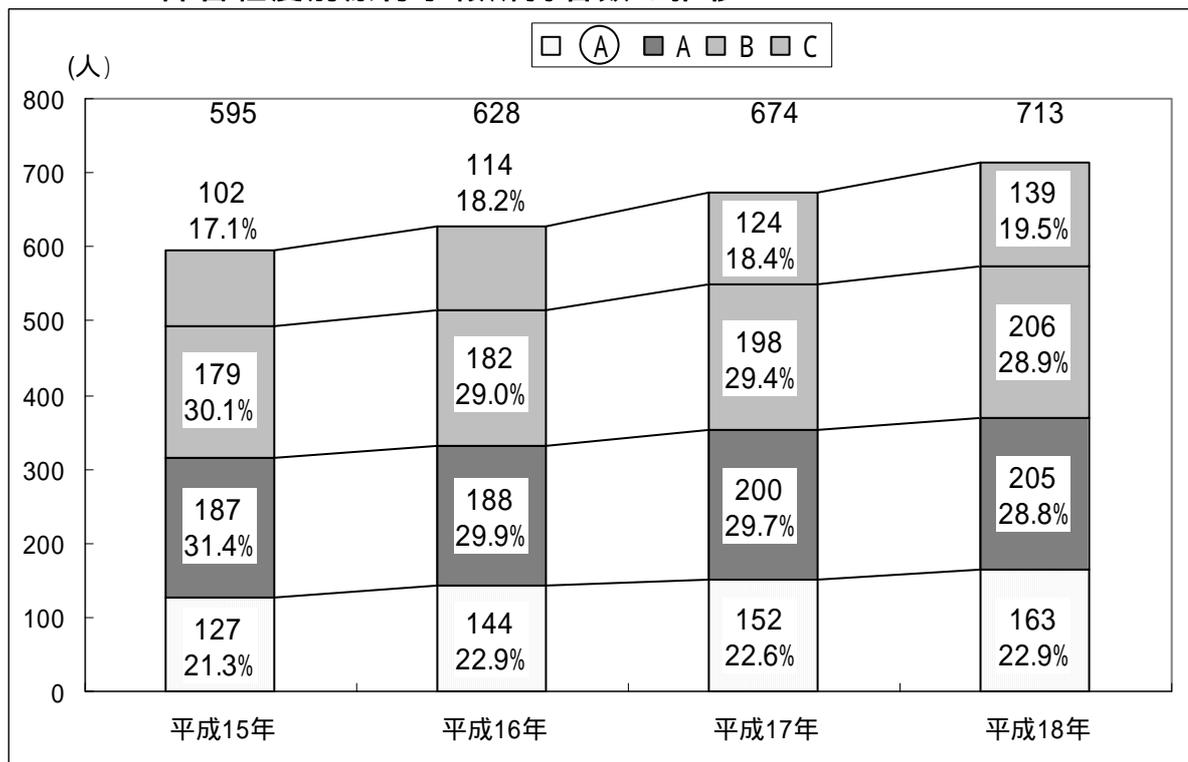
1級が最も障害程度が重く、以下障害程度に応じて6級までとなっています。

障害種別身体障害者手帳所持者数の推移



(2) 療育手帳所持者数の推移 (知的障害)

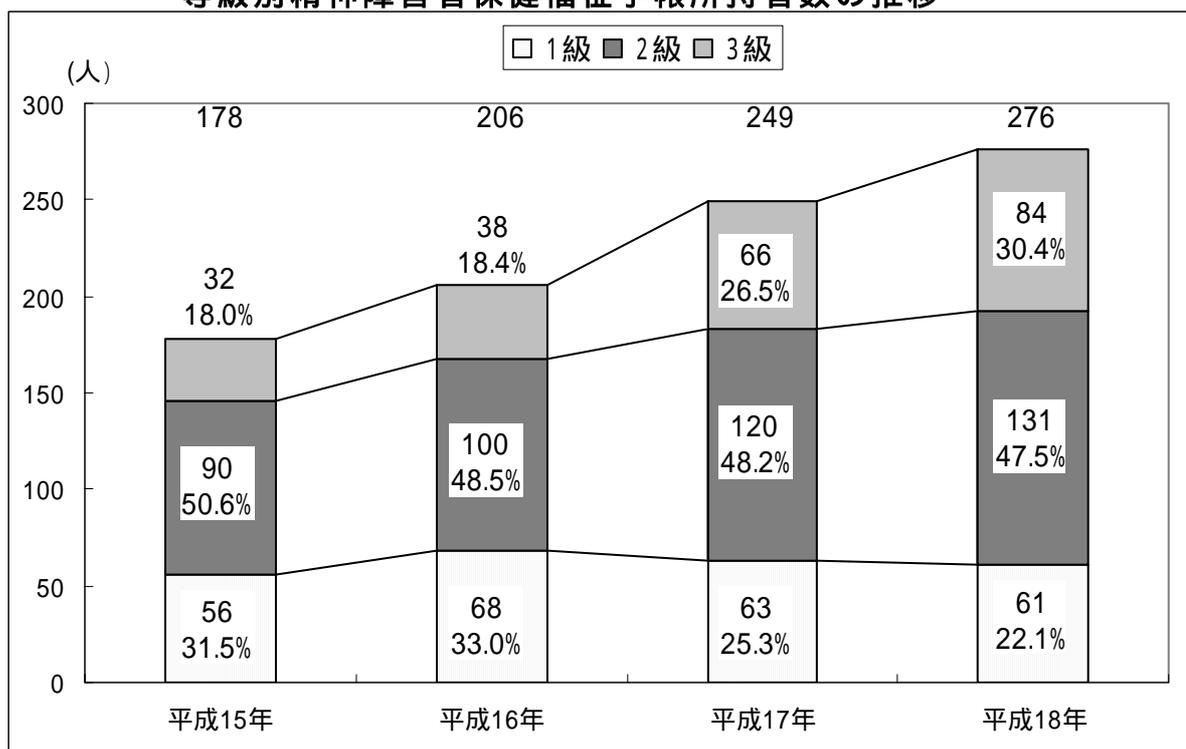
障害程度別療育手帳所持者数の推移



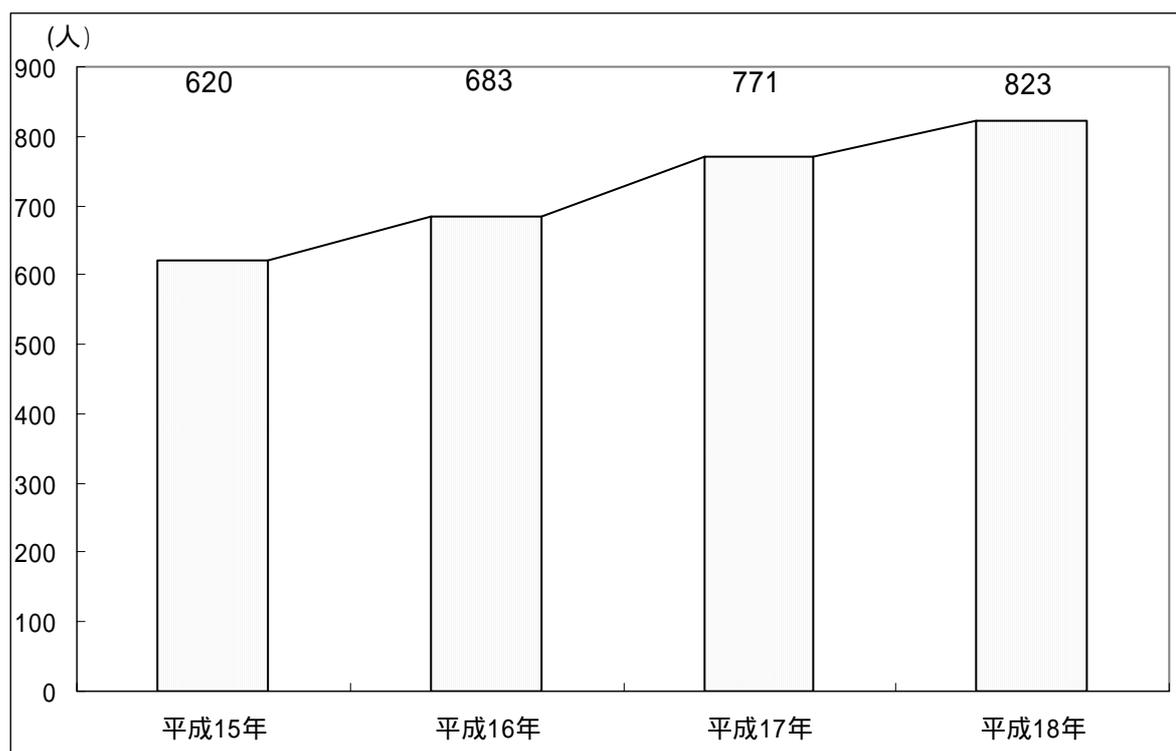
Ⓐ：最重度、 A：重度、 B：中等度、 C：軽度

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



精神通院公費負担者数の推移



精神保健福祉手帳の障害等級

- 1 級 日常生活の用を弁ずことを不能ならしめる程度のもの。
- 2 級 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。
- 3 級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

5 . 古河市における障害福祉の主な課題

古河市の障害者の現状や各アンケート調査の結果から以下のような課題があげられます。

(1) 障害に対する理解の向上

障害のある人の社会的自立や社会参加を促していくためには、地域社会において地域住民との相互理解を深め、互いに尊重し合えるような社会を築いていく必要があります。

(2) 福祉サービスなどの情報の提供と相談体制の拡充

支援を必要とする人に必要な情報を的確に伝えることが必要とされています。また、障害のある人の多様なニーズに応える総合的な相談体制の整備が求められています。

(3) ニーズに応じた居宅支援の充実

障害のある人のニーズや状況に応じた訪問系サービスをはじめ居宅支援施策を充実する必要があります。施設入所者の地域生活への移行を促す上でも重要な課題です。

(4) バリアフリーの推進

障害のある人が暮らしやすく、地域や社会に参加しやすくするために、障害への理解や適切な情報提供を推進するとともに、利用しやすい施設整備や移動手段・支援の確保、手話通訳をはじめとするコミュニケーション支援などの充実が求められています。

(5) 障害のある人のライフステージに応じた福祉サービスの充実

障害のある人のライフステージの状況や状態に応じて、適切なケアプランが作成され、利用者本位の障害福祉サービスを提供できる体制を確立することが必要です。

(6) 就労支援の推進

障害のある人が健康で豊かな生活ができるよう、職業安定所などとの連携による職業紹介・職業相談・職業訓練などの充実や、企業の理解と協力により、障害者雇用率を上げるような取り組みが必要です。

(7) その他の課題

- ・健康を守るための地域医療の充実
- ・外出を助けるための公共交通機関の充実
- ・社会参加を支援するための地域交流活動の創設

第3章 平成23年度の数値目標の設定

福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者のうち、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する人数を見込みます。さらに平成23年度末の入所者数の削減目標を設定します。

現状	平成23年度目標
現入所者数 159人	・現時点の入所者数の1割(16人)が地域生活へ移行 ・入所者数を現時点の入所者数から7.5%(12人)削減

退院可能な精神障害者の地域生活への移行

退院可能な精神障害者の地域生活への移行をめざし、平成23年度末における退院可能精神障害者数の削減目標値を設定します。

現状	平成23年度目標
退院可能な精神障害者 54人	46人削減

福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度における一般就労に移行する人の数値目標を設定します

現状	平成23年度目標
一般就労移行者数 年間1人	年間25人へ (就労継続支援A型も含む)

第4章 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

1. サービス提供体制のあり方

障害者自立支援法では、各年度における障害者福祉サービスの種類ごとに必要なサービス量の見込み及び見込量の確保のための方策等を定めることとされています。

古河市では、新しい事業体系への移行が円滑に進むように、利用者のニーズを把握するとともに福祉施設や事業所の現況を把握し、適切な情報にもとづいて計画的にサービス提供基盤の整備を進めます。

2. サービス確保のための方策

(1) 相談支援体制の構築

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むために、身近な地域の中での相談支援体制を構築します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行を推進

地域生活と就労を一体的に支援することにより、障害のある人の適性にあった就労支援を推進していきます。また、公共職業安定所や企業、事業所などの関係機関との連携を強化します。

(3) 訪問系サービスの充実

サービス提供事業所と連携を強化し、質の高いサービスを提供するとともに新たな事業所の参入を促進します。

(4) 日中活動系サービスの充実

多様な日中活動系サービスを障害のある人が必要に応じて利用できるように民間事業者の育成や支援策を充実します。

(5) 居住系サービスの充実

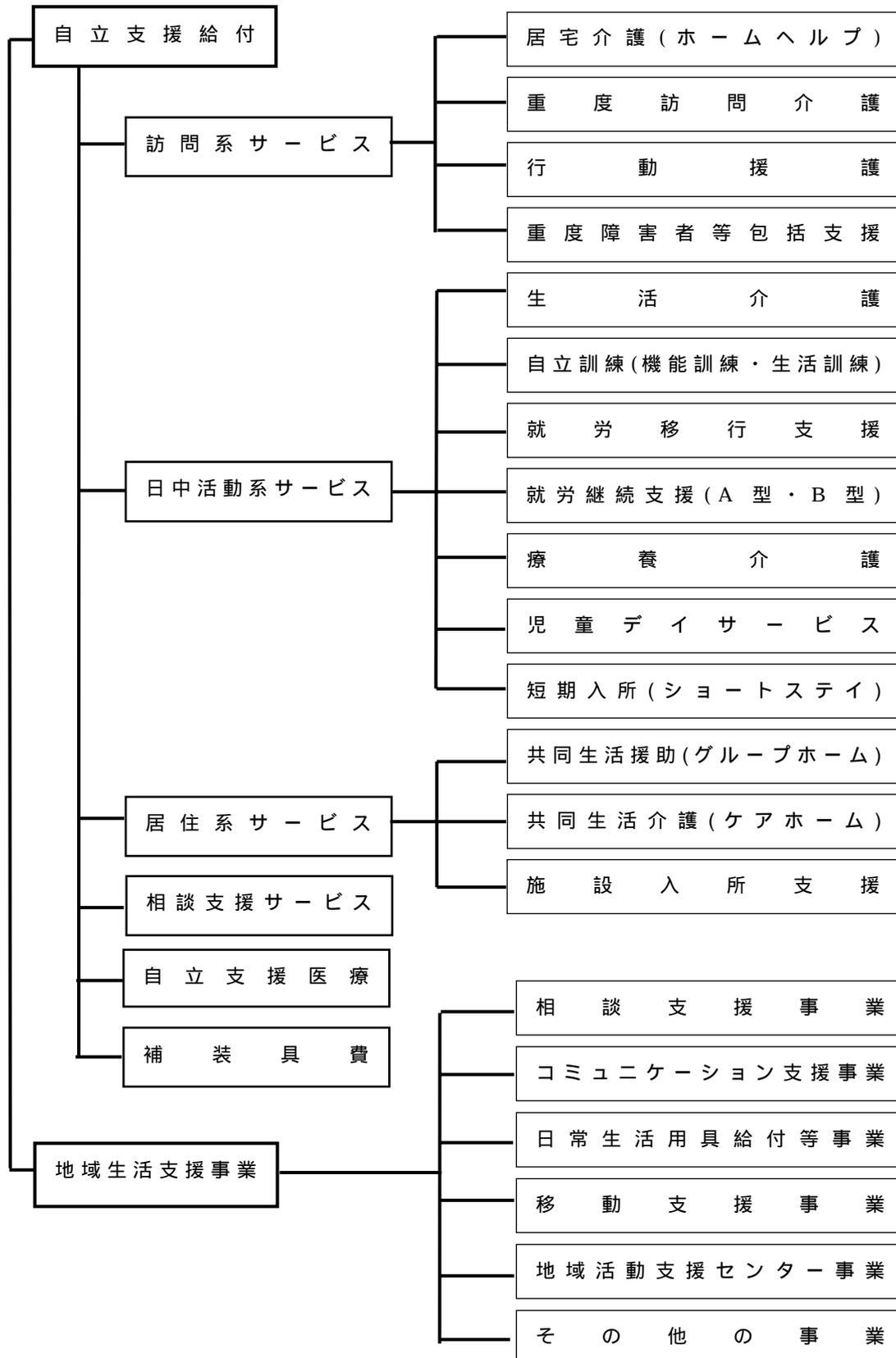
グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム等の居住の場を確保するため、民間事業所の新規参入しやすい体制を促します。

(6) その他

地域における関係機関・関係者のネットワークの構築に努めます。

3 . 障害者自立支援法に基づく新事業体系

新事業体系



4 . 新体系における自立支援給付サービスの見込量と方策

障害者自立支援法で新事業体系に位置付けられた自立支援給付サービスについて、平成 18 年度の実績を基礎として新事業体系へ全面的に移行する平成 23 年度のサービス見込量を設定します。

(1) 訪問系サービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	・ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	・重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
行動援護	・自己判断能力が制限されている人(自閉症、てんかん等の重度の知的障害者(児)または総合栄養失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人)が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。
重度障害者等の 包括支援	・介護の必要性が高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量】

障害者数の増加や施設・病院から居宅生活への移行により、訪問系サービスの利用が増加していくことが予想されます。

平成 23 年度には、月に 135 人・2,234 時間のサービス量を見込みます。

平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 23 年度		
60 人			75 人			90 人			135 人		
身体	知的	精神									
42 人	4 人	14 人	53 人	5 人	18 人	63 人	6 人	21 人	97 人	7 人	32 人
1,016 時間			1,198 時間			1,358 時間			2,234 時間		

【今後の方策】

サービス提供事業者への的確な情報提供により、訪問系サービスへの参入を促進し障害のある人が安心して居宅生活ができる体制の整備を進めます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護

生活介護	・常時に介護を必要とする人に、障害者支援施設等において、入浴・排せつ・食事等の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
------	---

【サービス見込量】

平成 18 年度には現在の施設入所者 159 名の内 12 人が新体系サービスへ移行しました。今後、各施設が新体系による事業所へ移行することに伴って、施設入所者の多くが新事業体系の利用者に移行するものと予想されます。

平成 23 年度には、138 人・2,622 人日分のサービス量を見込みます。

平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 23 年度		
12 人			96 人			107 人			138 人		
身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
0 人	12 人	0 人	63 人	30 人	3 人	67 人	37 人	3 人	75 人	58 人	5 人
228 人日分			1,824 人日分			2,033 人日分			2,622 人日分		

人日分：『月間利用人数』×『1 人の月あたりの平均利用日数（19 日）』

【今後の方策】

必要とされるサービス量に対応できる体制を確保するために、民間事業所が新体系に移行する機会をとらえ、生活介護への移行を積極的に働きかけていきます。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

機能訓練	・身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションをはじめとする日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を行います。
生活訓練	・知的障害者及び精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための訓練、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を行います。

【サービス見込量】

市内 3 箇所で実施している「障害者福祉ワークス運営事業」(県補助事業)が平成 18 年度で終了するため、平成 19 年度に同事業利用者で自立訓練へ移行すると予想される利用者数を見込みました。

平成 23 年度には、機能訓練で 4 人・88 人日分、生活訓練で 63 人・945 人日分のサービス量を見込みます。

(機能訓練)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
0 人	4 人	4 人	4 人
身体	身体	身体	身体
0 人	4 人	4 人	4 人
0 人日分	88 人日分	88 人日分	88 人日分

人日分：『月間利用人数』×『1 人の月あたりの平均利用日数(22 日)』

(生活訓練)

平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
25 人		57 人		59 人		63 人	
知的	精神	知的	精神	知的	精神	知的	精神
25 人	0 人	46 人	11 人	48 人	11 人	52 人	11 人
375 人日分		855 人日分		885 人日分		945 人日分	

人日分：『月間利用人数』×『1 人の月あたりの平均利用日数(15 日)』

【今後の方策】

機能訓練についてはニーズの把握に努めるとともに、生活訓練についてはサービス提供事業者と連携しながら、サービス体制の充実を図っていきます。

就労移行支援

就労移行支援	・就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
--------	---

【サービス見込量】

平成 23 年度には、6 人・132 人日分のサービス量を見込みます。

平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 23 年度		
2 人			3 人			3 人			6 人		
身体	知的	精神									
0 人	2 人	0 人	1 人	2 人	0 人	1 人	2 人	0 人	2 人	2 人	2 人
44 人日分			66 人日分			66 人日分			132 人日分		

人日分：『月間利用人数』×『1 人の月あたりの平均利用日数（22 日）』

【今後の方策】

サービス提供事業者の確保に努め、障害のある人が一般就労へ移行できるようにサービス提供体制の整備と就労機会の拡大を図ります。

就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援 A 型	・雇用契約に基づき就労の機会を提供します。一般就労に必要な知識・能力を習得後、企業等への雇用に向けた支援を提供します。
就労継続支援 B 型	・雇用によらず就労の機会を提供します。就労に必要な知識・能力を習得後一般就労に向けた支援を提供します。

【サービス見込量】

就労継続支援 A 型については事業所への調査やヒヤリング等の結果を参照して見込みました。就労継続支援 B 型については、市内 3 箇所で実施している「障害者福祉ワークス運営事業」（県補助事業）が平成 18 年度で終了するため、平成 19 年度に同事業者利用者の大部分が新体系の就労継続支援 B 型へ移行する予定で見込みました。

平成 23 年度には、A 型 22 人・484 人日分、B 型 85 人・1,870 人日分のサービス量を見込みます。

就労継続支援（A型）

平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 23 年度		
1 人			1 人			21 人			21 人		
身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
0 人	1 人	0 人	0 人	1 人	0 人	10 人	10 人	1 人	10 人	10 人	1 人
22 人日分			22 人日分			462 人日分			462 人日分		

人日分：『月間利用人数』×『1 人の月あたりの平均利用日数（22 日）』

就労継続支援（B型）

平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 23 年度		
2 人			77 人			77 人			85 人		
身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
0 人	2 人	0 人	4 人	55 人	18 人	4 人	55 人	18 人	4 人	59 人	22 人
36 人日分			1,694 人日分			1,694 人日分			1,870 人日分		

人日分：『月間利用人数』×『1 人の月あたりの平均利用日数（22 日）』

【今後の方策】

サービス提供事業者数の増加を図り、必要なサービス提供体制を整備します。

療養介護

療養介護	・医療を必要とし、常時介護を必要とする人に病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活を支援をします。
------	--

【サービス見込量】

現在は新体系によるサービス提供事業所がないため利用実績はありませんが、今後制度の進展や医療機関等との連携が進む中で、事業の必要性も増すと予想されます。

平成 23 年度には、6 人分のサービス量を見込みます。

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
0 人	1 人	1 人	6 人
身体	身体	身体	身体
0 人分	1 人分	1 人分	6 人分

【今後の方策】

利用者のニーズを把握し、ニーズに対応したサービス提供体制の充実を図ります。

児童デイサービス

児童デイサービス	・障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
----------	--

【サービス見込量】

従来 of 肢体不自由や知的障害のある児童の他に、今後、発達障害のある児童の利用が増加すると予想されます。

平成 23 年度には、77 人・231 人日分のサービス量を見込みます。

平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 23 年度	
63 人		66 人		69 人		77 人	
身体	知的	身体	知的	身体	知的	身体	知的
44 人	19 人	46 人	20 人	48 人	21 人	55 人	22 人
189 人日分		198 人日分		207 人日分		231 人日分	

人日分：『月間利用人数』×『1 人の月あたりの平均利用日数（3 日）』

【今後の方策】

サービス提供事業者数の増加を図り、必要なサービス提供体制を整備します。

短期入所（ショートステイ）

短期入所 （ショートステイ）	・介護者が疾病その他の理由により短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
-------------------	--

【サービス見込量】

平成 23 年度には、70 人・700 人日分のサービス量を見込みます。

平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 23 年度		
44 人			53 人			58 人			70 人		
身体	知的	精神									
30 人	13 人	1 人	32 人	14 人	7 人	34 人	15 人	9 人	39 人	17 人	14 人
440 人日分			530 人日分			580 人日分			700 人日分		

人日分：『月間利用人数』×『1 人の月あたりの平均利用日数（10 日）』

【今後の方策】

サービス提供事業者の確保に努め、必要なサービスを提供していきます。

(3) 居住系サービス

共同生活援助・介護

共同生活援助 (グループホーム)	・介護を必要としない、就労又は自律訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の世話を提供します。
共同生活介護 (ケアホーム)	・介護を必要とする知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴や排せつまたは食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

サービス事業所への調査やヒヤリング等の結果を参照して、サービス量を見込みました。

平成23年度には、64人分のサービス量を見込みます。

平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成23年度	
25人		30人		47人		64人	
知的	精神	知的	精神	知的	精神	知的	精神
14人	11人	17人	13人	32人	15人	42人	22人

【今後の方策】

事業所の確保を図るため、的確な情報提供により民間事業者の参入を促進します。

施設入所支援

施設入所支援	・福祉施設に入所している人に対して、主に夜間の入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
--------	--

【サービス見込量】

平成 18 年度には現在の施設入所者 159 人の内、1 施設の 3 人が新体系サービスへ移行しました。今後、各施設が新体系による事業所へ移行することに伴って、施設入所者の多くが新事業体系の利用者に移行するものと予想されます。

平成 23 年度には、146 人分のサービス量を見込みます。

平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 23 年度		
3 人			155 人			152 人			146 人		
身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
0 人	3 人	0 人	58 人	96 人	1 人	57 人	93 人	2 人	56 人	87 人	3 人

【今後の方策】

地域生活への移行を推進しながら入所支援のサービス必要量の提供体制を確保するため、民間事業所との連携を強化します。

(4) 相談支援

相談支援サービス	・計画的な支援を必要とする人にサービス利用計画の作成や事業者等との連絡・調整を行います。
----------	--

【サービス見込量】

現在は新体系によるサービス提供事業所がないため利用実績はありませんが、今後新体系の制度が定着していく中で想定される地域ニーズを見込みました。

平成 23 年度には、38 人分のサービス量を見込みます。

平成 18 年度			平成 19 年度			平成 20 年度			平成 23 年度		
0 人			32 人			33 人			38 人		
身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
0 人	0 人	0 人	4 人	13 人	15 人	5 人	13 人	15 人	6 人	17 人	15 人

【今後の方策】

今後は、障害のある人一人ひとりのニーズにあった計画的な支援が受けられるよう民間事業者の参入を促進します。

第 5 章 地域生活支援事業の充実

1 . 事業への取組み

地域生活支援事業については、主に市が事業の実施主体となるため、障害のある人が健康で心豊かな日常生活や社会生活を営むことができるよう、古河市の実情に応じた、身近できめ細かな支援事業を行うことを目的とします。サービス見込量については、平成 18 年度の実績を基礎として新事業体系へ全面的に移行する平成 23 年度の見込量を設定します。

2 . 事業内容

地域生活支援事業の体系

必須事業	相談支援事業等	障害者相談支援事業
		その他：相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業等
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者派遣事業等
	日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付等事業
	移動支援事業	移動支援事業
	地域生活支援センター機能強化事業	地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	その他の事業	訪問入浴サービス事業
		デイステイ事業
		知的障害者職親支度金給付事業
		日中一時支援事業
		身体障害者用自動車改造費助成事業
		自動車運転免許取得事業
		福祉の店運営事業
		タクシー料金助成事業
歯科治療施設通院助成事業		

3 . 地域生活支援事業の概要と方策

(1) 相談支援事業

障害者相談支援の強化

障害ある人からの様々な相談に対応できるよう、専門職の配置や民間事業者の新たな参入、国や県の専門的相談・指導機関との連携を強化するなど、相談体制の強化を図ります。

成年後見制度利用の促進

成年後見制度とは知的障害・精神障害・認知症等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所の審判により後見人等を設ける制度です。

成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人に対し、利用を支援するため、申立に要する経費の助成等を行います。

成年後見制度の利用を支援することにより障害者の権利擁護を図ります。

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業とは、聴覚・言語機能・視覚等の障害があるため意思疎通を図ることが困難な人の意思疎通を仲介する事業です。

古河市では、以下の事業を行っています。

広報録音版発行事業

要約筆記奉仕員派遣事業

手話通訳者派遣事業

ファックス基本料助成事業

今後は、情報技術の進歩に柔軟に対応しながら、より利用者のニーズに沿った事業の実施を図ります。

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、「介護・訓練支援用具」、「自立生活支援用具」、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具(ストマ)」、「居住生活動作補助用具(住宅改修費)」を給付又は貸与するなどの助成を行います。

【サービス見込量】

平成 23 年度には、233 件のサービス量を見込みます。

日常生活用具 給付等事業	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	191 件	199 件	207 件	233 件

【今後の方策】

今後、サービスを必要としている障害者が適切に利用できるよう広報等により制度の周知を図り、制度の利用拡大を図ります。

(4) 移動支援事業

個別支援型	・移動支援が必要と認められた障害のある人が社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
グループ支援型	・移動支援が必要と認められた障害のある人がグループでイベント等への参加をする場合の支援を行います。

【サービス見込量】

平成 23 年度には、83 人分のサービス量を見込みます。

移動支援事業	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	51 人分	74 人分	76 人分	83 人分

【今後の方策】

障害のある人の自立生活や社会参加を進めるために、サービス提供体制の確保や事業の周知に努めます。

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

地域に活動拠点を整備し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援をします。

型	・専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。
型	・地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会的訓練、入浴等のサービスを実施します。
型	・地域の障害者の援護対策として、地域の障害者団体が実施する通所による援護事業(小規模作業所から移行)です。

【サービス見込量】

現在のサービス事業所への新体系への移行調査やヒヤリング等を踏まえて、見込みました。

平成 23 年度には、型で 1 箇所 7 名、型で 2 箇所 18 名のサービス量を見込むこととします。

地域活動支援センター機能強化事業		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
型	箇所数	1	1	1	1
	利用者数	3	3	4	7
型	箇所数	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0
型	箇所数	0	0	2	2
	利用者数	0	0	18	18

【今後の方策】

地域活動支援センターから障害福祉サービス事業者へと移行していくための支援を進めて行きます。

(6) その他の事業

古河市では任意事業として次の福祉サービス事業を実施します。

訪問入浴サービス事業	・入浴が困難な障害のある人の家庭を訪問し、入浴車による入浴サービスを行います。
デイステイ事業	・障害のある人を家族の負担を軽減するために一時預かりを行います。
知的障害者職親委託制度	・知的障害者を一定期間、事業経営者等に預け生活指導や技能習得訓練等を行います。
日中一時支援事業	・障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の負担の軽減を図ります。
身体障害者用自動車改造費助成事業	・身体障害者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得事業	・身体障害者が自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
福祉の店運営事業	・障害のある人が制作した手作り品の販売機会を提供します。また販売をしながら交流や憩いの場を提供します。
タクシー料金助成事業	・障害のある人が通所・通院のために利用するタクシー料金の一部を助成します。
歯科治療施設通院助成事業	・重度の障害のある人が歯科治療ための通院に係る費用の一部を助成します。

各事業の詳細については各々の要綱に定めます。

第 6 章 計画の実現に向けて

1 . 計画達成のために

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、障害のある人とない人が共に助け合うような地域社会づくりとともに必要な福祉サービスを必要に応じて受けられるような支援体制を整備することが強く求められています。

古河市では、計画に掲げられた課題達成のために、障害のある人を取り巻く国、県、民間事業所、NPO法人、各種団体、企業といった多様な関係機関や関係者との連携を強化することで、サービス提供基盤を整備し、円滑なサービス提供に繋げて行きます。

数値目標及びサービス提供量の見込み一覧（再掲）

地域生活移行の推進

内容	平成 23 年度目標
福祉施設入所者の地域生活への移行	入所者数 159 人の 1 割（16 人）を移行
福祉施設入所者数を削減	入所者数 159 人の 7.5%（12 人）を削減
精神障害者を地域生活へ移行	退院可能な精神障害者数 54 人の内 46 人を削減

福祉施設利用者の就労促進

内容	現状（年間）	平成 23 年度目標
福祉施設からの一般就労移行	1 人	25 人

自立を支援する障害者福祉サービスの確保

（1）訪問系サービス

サービス区分	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護 重度訪問看護 行動援護 重度障害者包括支援	時間分	1,016	1,198	1,358	2,234

(2) 日中活動系サービス

サービス区分	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	人日分	228	1,824	2,033	2,622
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	88	88	88
自立訓練（生活訓練）	人日分	375	855	885	945
就労移行支援	人日分	44	66	66	132
就労継続支援（A型）	人日分	22	22	462	462
就労継続支援（B型）	人日分	36	1,694	1,694	1,870
療養介護	人分	0	1	1	6
児童デイサービス	人日分	189	198	207	231
短期入所	人日分	440	530	580	700

(3) 居住系サービス

サービス区分	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
グループホーム ケアホーム	人分	25	30	47	64
施設入所支援	人分	3	155	152	146

(4) 相談支援サービス

サービス区分	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援サービス	人分	0	32	33	38

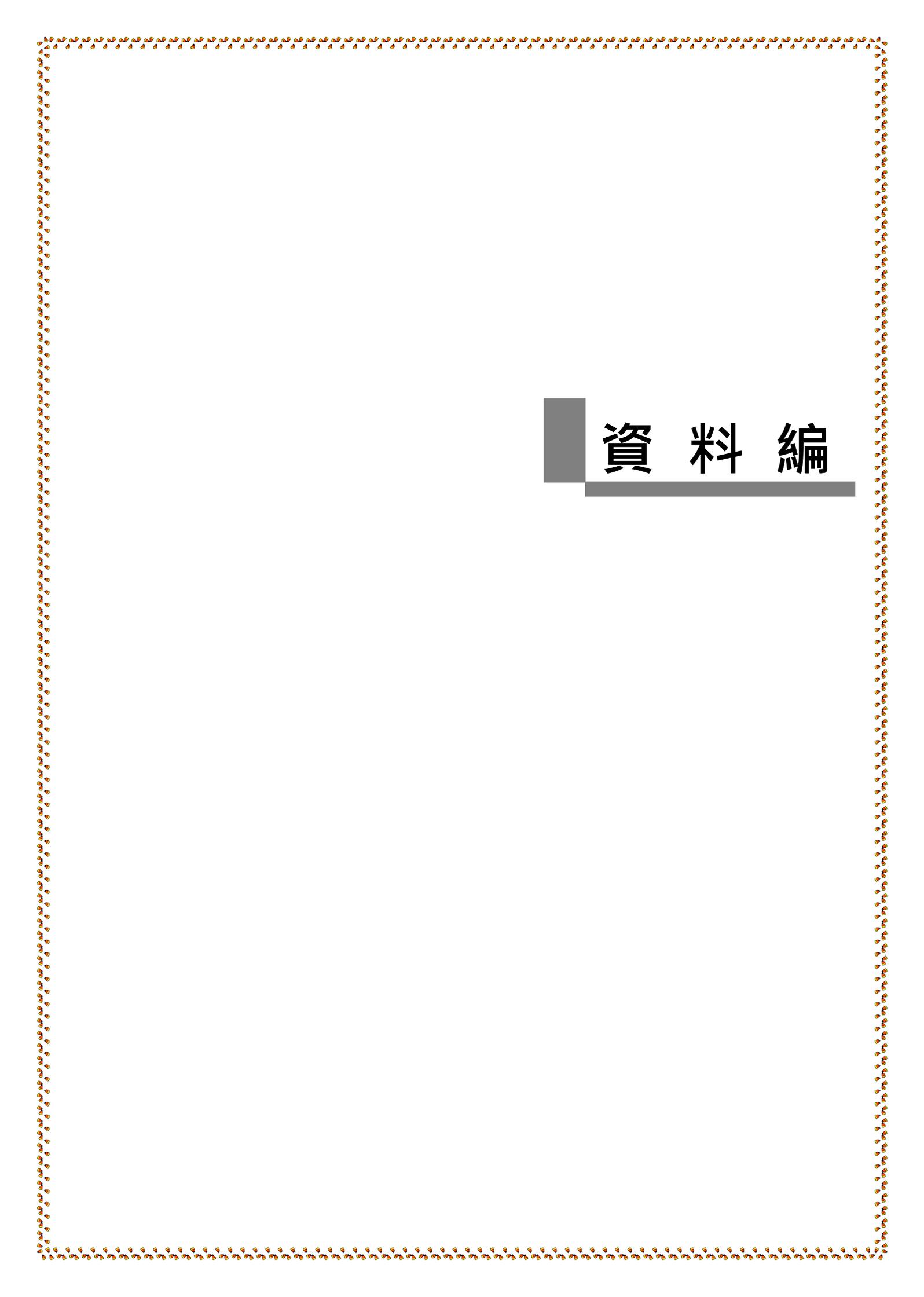
(5) 市の実施する地域生活支援事業

サービス区分	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
日常生活用具 給付等事業	件	191	199	207	233
移動支援事業	人分	51	74	76	83
地域活動支援センター 機能強化事業	箇所	1	1	3	3
	人分	3	3	22	25

2. 計画の評価及び見直し

計画策定後は、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策を実施します。

平成 20 年度に古河市地域自立支援協議会（仮称）を設置し、達成状況の点検・評価・計画の見直しを実施します。



資料編



資料編

1. 総人口の推移

古河市の総人口は、平成12年の146,452人を境に減少に転じ、平成17年には145,268人(平成17年国勢調査)となっています。

その一方で世帯数は、年々増加する傾向にあり、平成17年には49,857世帯となっていて、世帯当たりの人員は2.91人/世帯と減少傾向にあります。

性別人口(男女比率)は、平成12年男性：女性(50.1：49.9)比率が17年比率では女性の構成比率が0.2ポイントのプラスとなり、逆転しています。

3層区分人口では、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)は増加していて、少子・高齢化の進行がうかがえます。

総人口の推移(上段：人口 下段：増減率)資料：国勢調査

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年構成比
古河市	139,239	146,010	146,452	145,268	100%
		4.9%	0.3%	-0.8%	
古河地区	58,231	59,093	58,727	57,911	40%
		1.5%	-0.6%	-1.4%	
総和地区	44,844	47,058	48,007	48,894	34%
		4.9%	2.0%	1.8%	
三和地区	36,164	39,859	39,718	38,463	26%
		10.2%	-0.4%	-3.2%	

世帯数の推移(上段：世帯数 下段：増減率)資料：国勢調査

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年構成比
古河市	40,140	44,577	46,891	49,857	100%
		11.1%	5.2%	6.3%	
古河地区	17,941	19,194	20,341	21,454	43%
		7.0%	6.0%	5.5%	
総和地区	12,919	14,404	15,103	16,226	33%
		11.5%	4.9%	7.4%	
三和地区	9,280	10,979	11,447	12,177	24%
		18.3%	4.3%	6.4%	

世帯人員の推移(上段：世帯人員 下段：増減率)資料：国勢調査

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
古河市	3.47	3.28	3.12	2.91
		-5.6%	-4.6%	-6.7%
古河地区	3.25	3.08	2.89	2.70
		-5.1%	-6.2%	-6.5%
総和地区	3.47	3.27	3.18	3.01
		-5.9%	-2.7%	-5.2%
三和地区	3.90	3.63	3.47	3.16
		-6.8%	-4.4%	-9.0%

年齢別人口の推移

年齢	男性			女性			合計		
	平成12年	平成15年	平成17年	平成12年	平成15年	平成17年	平成12年	平成15年	平成17年
0-4歳	3,527	3,369	3,379	3,355	3,286	3,300	6,882	6,655	6,679
5-9歳	3,934	3,667	3,559	3,707	3,456	3,326	7,641	7,123	6,885
10-14歳	4,493	4,152	3,889	4,225	3,969	3,705	8,718	8,121	7,594
15-19歳	4,978	4,778	4,500	5,015	4,581	4,243	9,993	9,359	8,743
20-24歳	5,192	4,601	4,640	4,980	4,636	4,619	10,172	9,237	9,259
25-29歳	5,596	5,317	4,941	5,471	5,133	4,775	11,067	10,450	9,716
30-34歳	5,105	5,495	5,550	4,703	4,995	5,186	9,808	10,490	10,736
35-39歳	4,824	4,651	4,869	4,521	4,519	4,572	9,345	9,170	9,441
40-44歳	5,059	4,775	4,622	4,812	4,565	4,428	9,871	9,340	9,050
45-49歳	6,101	5,436	5,142	5,833	5,096	4,897	11,934	10,532	10,039
50-54歳	6,433	6,624	5,984	5,995	6,410	5,785	12,428	13,034	11,769
55-59歳	5,430	5,550	6,112	5,059	5,172	5,736	10,489	10,722	11,848
60-64歳	4,382	4,776	5,267	4,116	4,507	5,017	8,498	9,283	10,284
65-69歳	3,369	3,719	3,931	3,649	3,913	3,985	7,018	7,632	7,916
70-74歳	2,677	2,803	2,905	3,040	3,290	3,413	5,717	6,093	6,318
75-79歳	1,485	1,941	2,168	2,378	2,646	2,827	3,863	4,587	4,995
80-84歳	853	883	1,025	1,538	1,737	2,015	2,391	2,620	3,040
85-89歳	459	499	512	951	1,032	1,092	1,410	1,531	1,604
90-94歳	121	146	182	303	410	480	424	556	662
95-99歳	19	14	20	66	89	113	85	103	133
100歳	0	3	2	6	7	13	6	10	15
	74,037	73,199	73,199	73,723	73,449	73,527	147,760	146,648	146,726

資料：茨城県常住人口調査

3層区分人口の推移

	0～14歳		15～64歳		65歳以上		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率		
平成12年	23,241	15.7%	103,605	70.1%	20,914	14.2%	147,760	
平成15年	21,899	14.9%	101,617	69.3%	23,132	15.8%	146,648	
平成17年	21,158	14.4%	100,885	68.8%	24,683	16.8%	146,726	
平成17年	古河地区	8,017	13.7%	38,870	66.4%	11,609	19.8%	58,496
	総和地区	7,462	15.2%	34,463	70.3%	7,121	14.5%	49,046
	三和地区	5,679	14.5%	27,552	70.3%	5,953	15.2%	39,184
	茨城県	430,909	14.4%	2,000,688	66.9%	559,545	18.7%	2,991,142

年齢不詳は含まない資料：茨城県常住人口調査

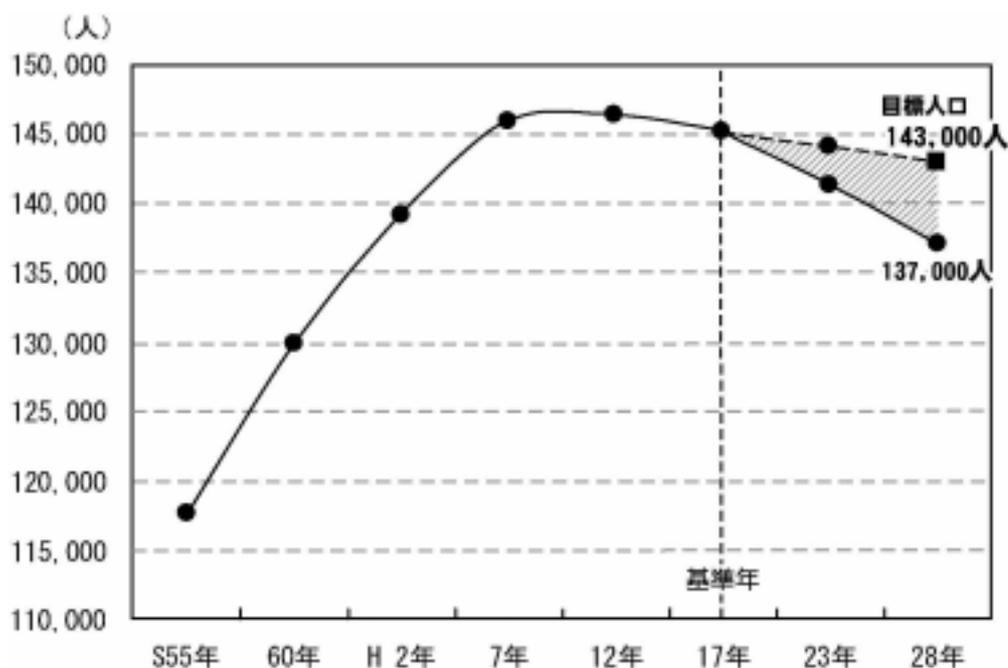
2. 将来人口

古河市では平成12年を境に人口減少が進み、平成17年には145,265人となり、減少傾向は今後も続くものと予想されます。また、増加傾向にあった第2次と第3次就業者数も平成7年をピークに減少に転じて、就業構造も変化しつつあります。これらのことから、平成28年度における人口は、137,000人と推計されます。

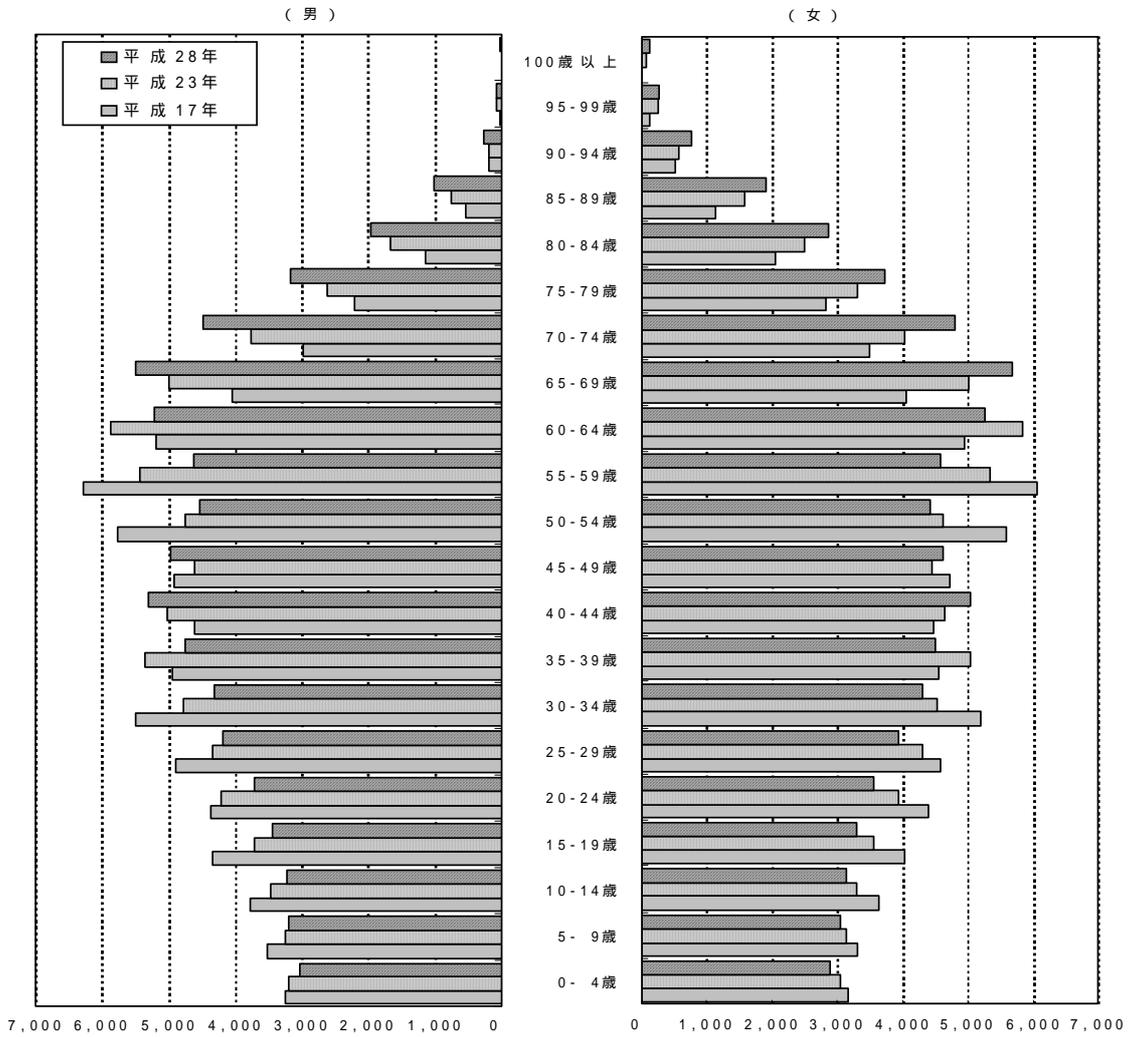
一方、転入や転出が比較的活発に行われていて、新たな交通軸の整備などを契機に人的・社会・自然等の地域資源の優れた点を十分に活かした住みよい魅力ある都市づくりを進めることにより、人口の減少に歯止めをかけていくことが期待されます。

今後、製造業や小売、物流を中心とした企業の誘致とともに古河駅東部土地区画整理事業地を中心とした住宅開発などを進めることで、平成28年の目標人口を143,000人と設定します。(「第1次総合計画」推計値)

人口推移予測



年代別人口構成予測



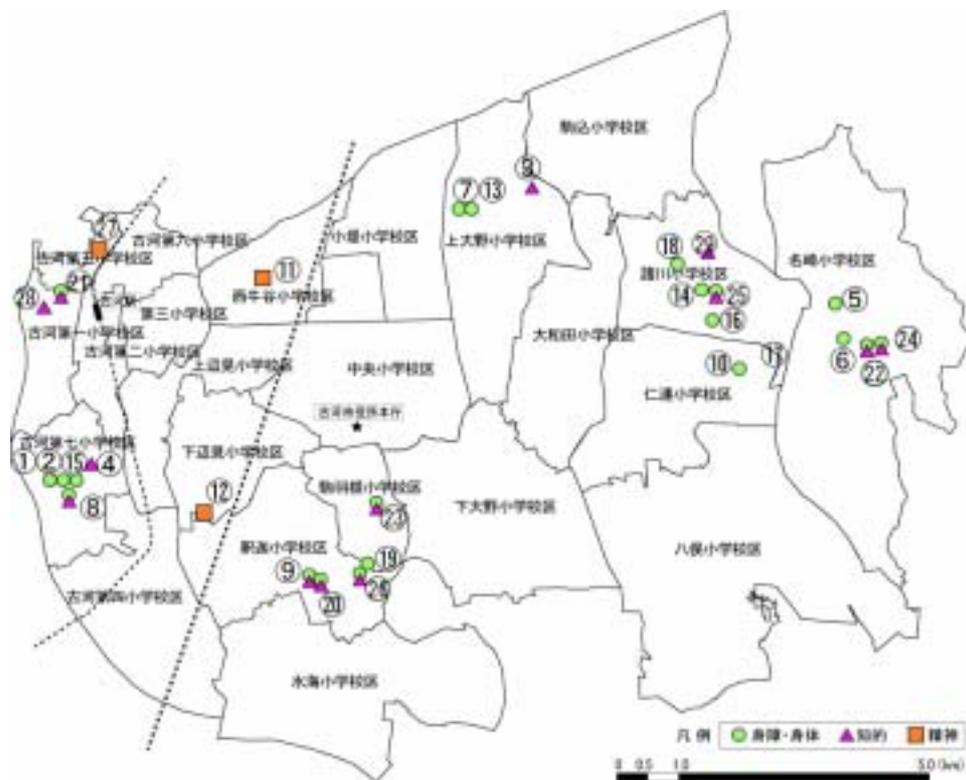
3.福祉関連事業所

福祉関連事業所一覧 (アンケート配布事業所)

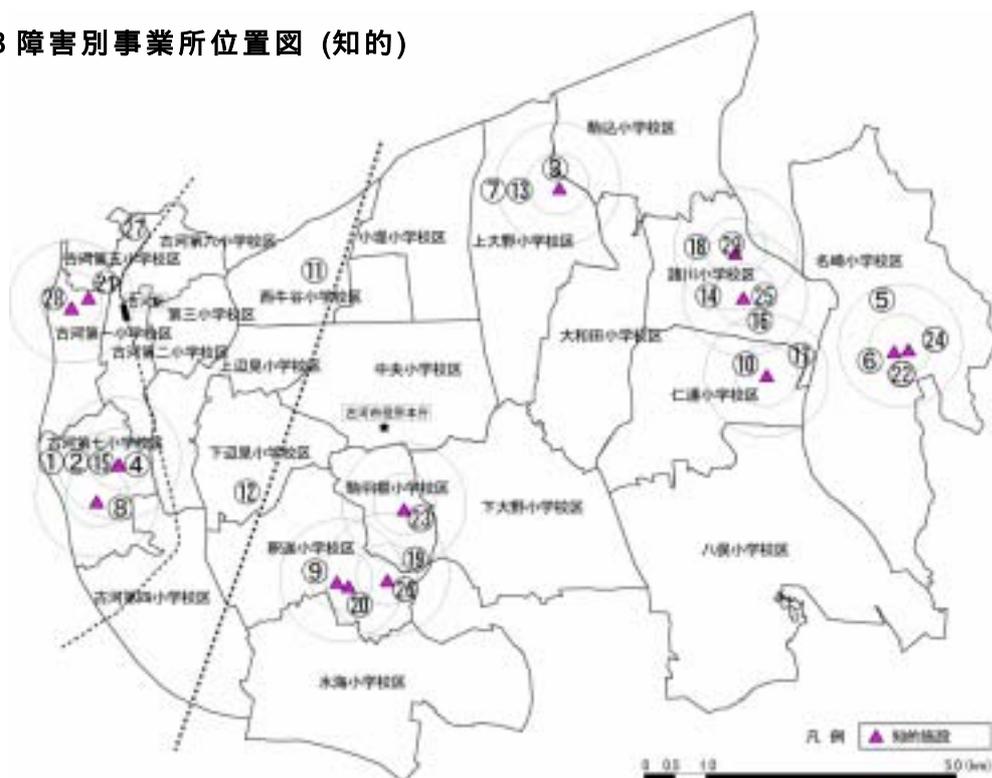
	事業所名	種別	
1	古河市福祉の森会館身体障害者サービス	心身障害者サービス	身障
2	古河市福祉の森会館児童サービス	児童サービス	身障
3	まくらがの里 どんぐり	知的障害者サービス	知的
4	セルブあじさい古河	知的障害者通所授産施設	知的
5	青嵐荘つくし園	身体障害者通所授産施設	身障
6	青嵐荘路のとう舎	知的障害者通所更生施設	身障
7	青嵐荘療育園	重度心身障害児(者)通園事業 B 型	身障
8	古河市心身障害者センターおおぞら	生活訓練・就労継続 B 型	身障・知的
9	古河市総和心身障害者センターたんぼぼ	生活訓練・就労継続	身障・知的
10	古河市三和地域福祉センター	生活訓練・就労継続	身障・知的
11	医療法人 共助会 桜寮	グループホーム	精神
12	サフラン工房	精神障害者通所授産施設	精神
13	青嵐荘療護園	身体障害者療護施設	身体
14	(有) めぐみ福祉サービス 指定障害者居宅介護事業所	居宅介護支援事業所	身体
15	古河社協ヘルパーステーション(古河市福祉の森会館)	居宅介護支援事業所	身体
16	コスモス指定居宅支援事業所	居宅介護支援事業所	身体
17	三和社協介護サービスステーション	居宅介護支援事業所	身体
18	(有)あさひケアセンター	居宅介護支援事業所	身体
19	総和社協介護事業所	居宅介護支援事業所	身体
20	(有)陽だまりの里	知的障害者居宅介護支援事業所	身体・知的
21	(有)ケアサービス大澤居宅支援事業所	居宅介護支援事業所	身体・知的
22	はつらつ会指定居宅支援事業所	居宅介護支援事業所	身体・知的
23	アイライフ	居宅介護支援事業所	身体・知的
24	さんわ指定居宅支援事業所	居宅介護支援事業所	身体・知的
25	(有)めぐみ福祉サービス	居宅介護支援事業所	身体・知的
26	(社福)古河市社会福祉協議会	居宅介護支援事業所	身体・知的
27	ふれあい作業所(精神障害者家族会)	精神障害者共同作業所	精神
28	グループホーム かるべ	グループホーム	知的
29	グループホーム ふきのとう	グループホーム	知的

福祉関連事業所位置図

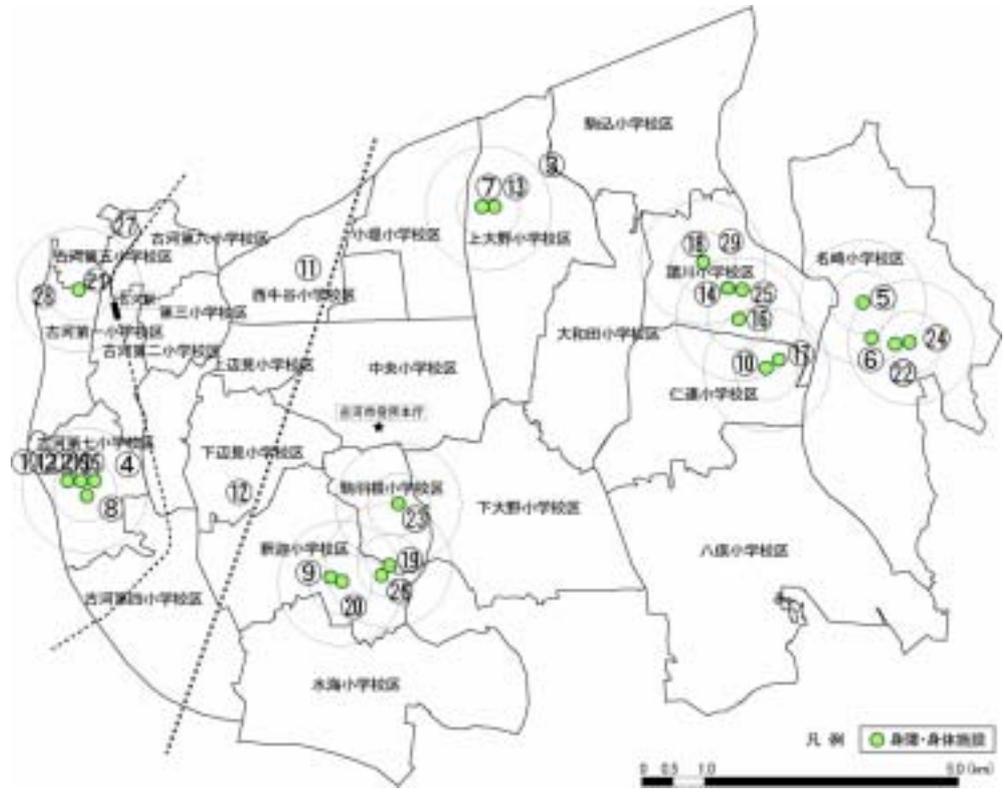
本福祉施設位置図は、3 障害別、小学校区別となっていています。 の番号は、福祉関連事業所一覧の No.同じ事業所を示しています。



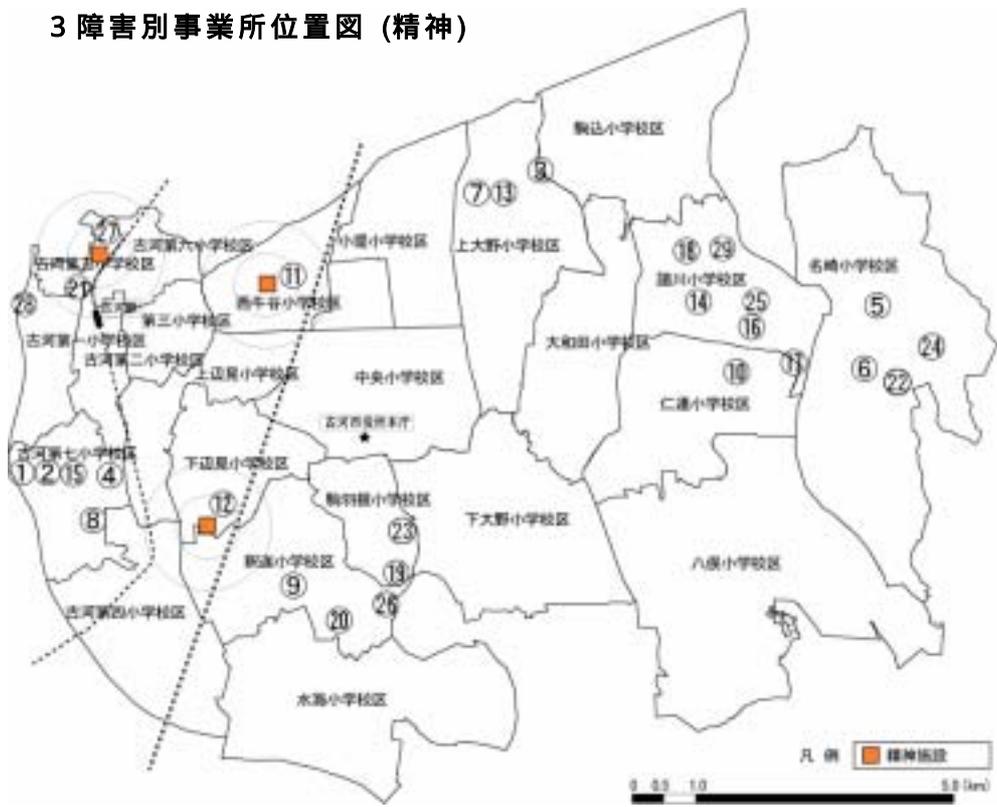
3 障害別事業所位置図 (知的)



3 障害別事業所位置図 (身障・身体)



3 障害別事業所位置図 (精神)



4 . 障害者(児)アンケート調査の結果

障害者自立支援法の施行により、福祉サービスの体系が変わることとなりました。大きくは、訪問系のサービス(ホームヘルプサービス等)と、日中活動系・居住系サービス(日中活動の場や住まいの場を提供するサービス)に分かれますが、「就労移行支援・就労継続支援」など新たな要素も盛り込まれ、今後の利用意向を把握することが難しい状況です。

現在、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用している方々や、作業所等に通っている方々の多くは、引き続き新たなサービスに移行することが想定されます。その方々に対して、アンケート調査を実施し、サービス見込量算出等の基礎データとして活用することとしました。

調査対象者

古河市に居住されている障害者手帳所持者(身体・知的・精神 = 5,223 人 : 平成 18 年度実績)の 47.9% の 2,500 人にお願しました。

抽出方法は、作為的にその配布分布を平成 17 年度国勢調査人口構成比を勘案し、古河地区 40%、総和地区 30%、三和地区 30% としました。障害割合についても、その障害別区分割合を勘案し、身体 76%、知的 16%、精神 9% としました。なお、障害別区分は下表の通りです。

障害別区分		古河地区	総和地区	三和地区	合計
身体障害	視覚障害	56	42	42	140
	聴覚・平衡障害	72	54	54	180
	音声・言語・ そしゃく障害	8	6	6	20
	肢体障害	420	315	315	1,050
	内部障害	204	153	153	510
	小 計	760	570	570	1,900
知的障害		160	120	120	400
精神障害		80	60	60	200
合 計		1,000	750	750	2,500

調査期間

- ・ 発送日 平成 19 年 1 月 12 日(金)
- ・ 回収日 平成 19 年 1 月 22 日(月)

調査方法

郵送配布・郵送回収

回収数

対象者数	回収数	有効回答数	有効回収率
2,500	1,353	1,353	54.12%

アンケートの主な結果

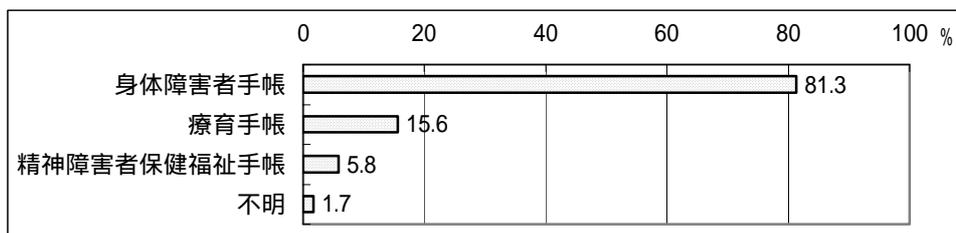
本計画では、23 小学校区(近隣住区)をコミュニティの最小単位の福祉エリアとして設定しています。このため、本アンケートは小学校区単位及び障害(身体・知的・精神)別に集計を行っていますが、本項では単純集計結果及び一部障害別の主な事項について概論します。なお、複数回答・単数回答で回答数が異なりますので、右上欄に表示しています。

現在、所持している身障者手帳の種類

(複数回答)・・・累計回答数：1,413 票

あなたがお持ちの手帳は、次のうちどれですか。

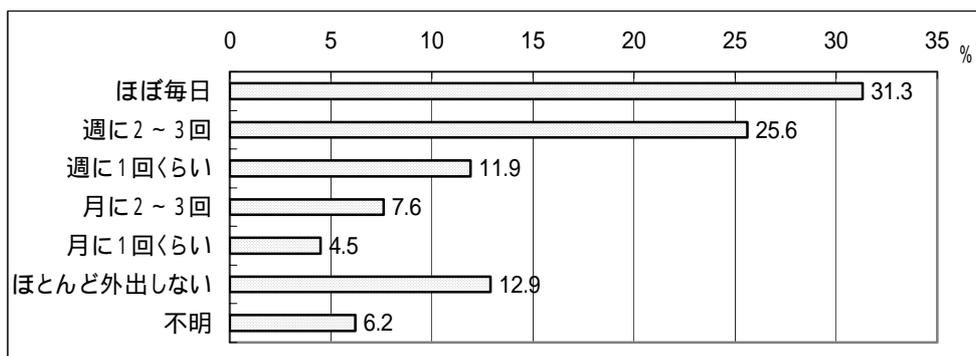
- ・ 回答数 1413 票のうち「身体障害者手帳所持者」1100 票(81.3%)、「療育手帳所持者」211 票(15.6%)、「精神障害者保健福祉手帳所持者」79 票(5.8%)、「不明」23 票(1.7%)です。
- ・ 3 障害手帳所持者別では、「身体障害者手帳」と「療育手帳」の 2 障害手帳所持者は 50 人、「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」の 2 障害手帳所持者は 5 人、「身体障害者手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」の 2 障害手帳所持者は 9 人です。2 種の障害者手帳を持った人は、64 人(4.5%)です。



外出の程度 (単数回答)・・・回答数：1,353 票

あなたは普段、どのくらい外出しますか。

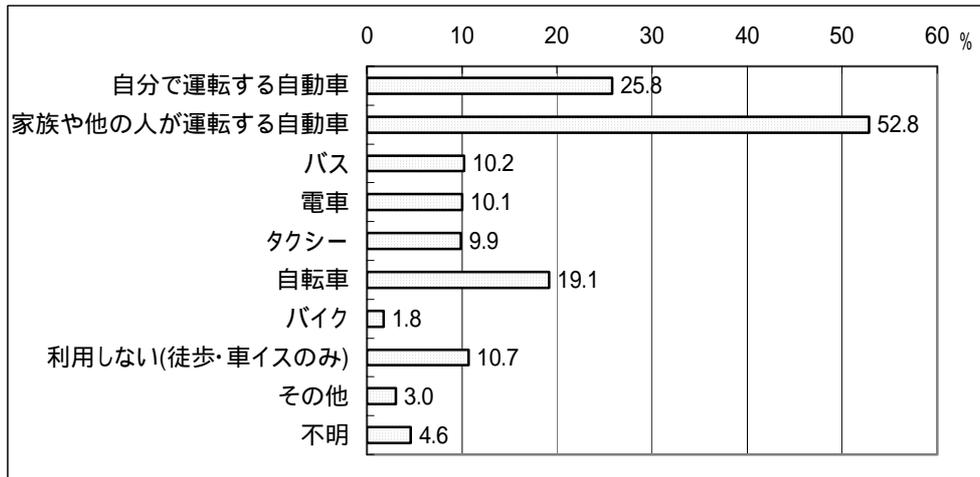
- ・ 回答数のうち「ほぼ毎日」424 人(31.3%)、「週に 2～3 回」346 人(25.6%)、「ほとんど外出しない」174 人(12.9%)と、約 70%の人が週 1 回以上外出しています。



移動手段 (複数回答)・・・累計回答数：2,003 票

あなたは外出するとき、どのような乗り物を使いますか。

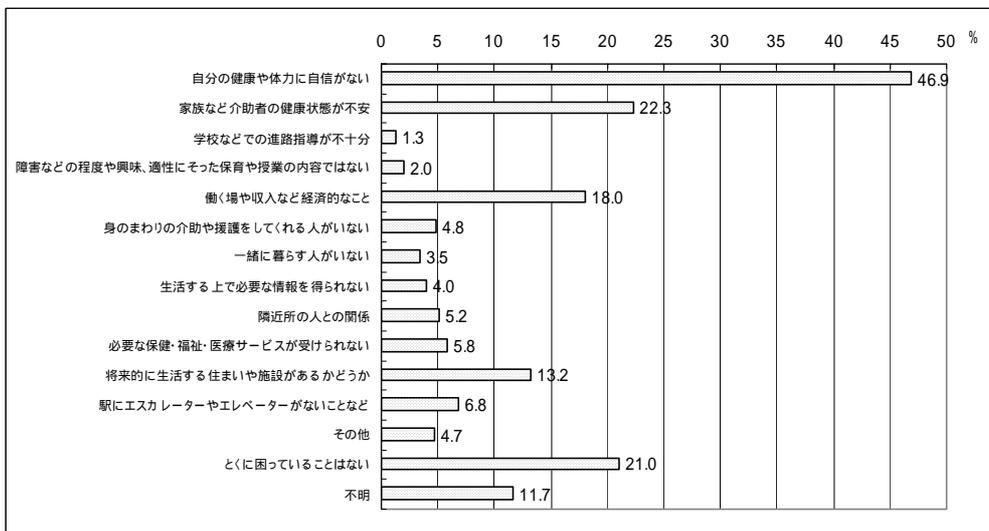
- ・回答数のうち「家族や他の人が運転する自動車」715 票(52.8%)、「自分で運転する自動車」349 票(25.8%)、「自転車」259 票(19.1%)、約半数が家族や友人及び自身が運転する自車を利用していることが分かります。



生活上での困りごとや不安 (複数回答)・・・累計回答数：2,315 票

あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。

- ・回答数のうち「自分の健康や体力に自信がない」634 票(46.9%)、「家族など介助者の健康状態が不安」302 票(22.3%)、「特に困っていることはない」284 票(21.0%)、「働く場や収入など経済的なこと」244 票(18.0%)とつづき、自分や家族・介助者の健康を気遣かい、かつ就労場所や経済的な不安をかかえて暮らしていることが分かります。

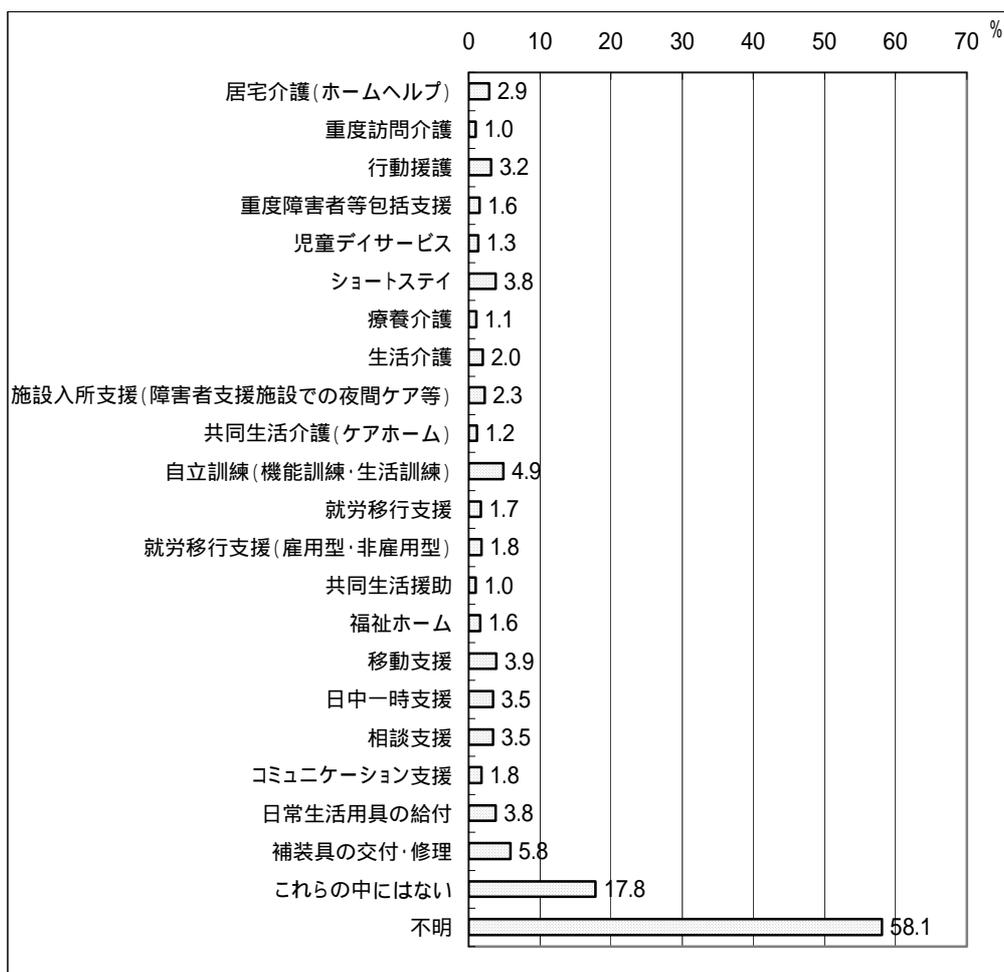


今すぐに、利用したいと思う福祉サービス

(複数回答)・・・累計回答数：1,755 票

次の福祉サービスなどのうち、あなたが今すぐに利用したいものがありますか。

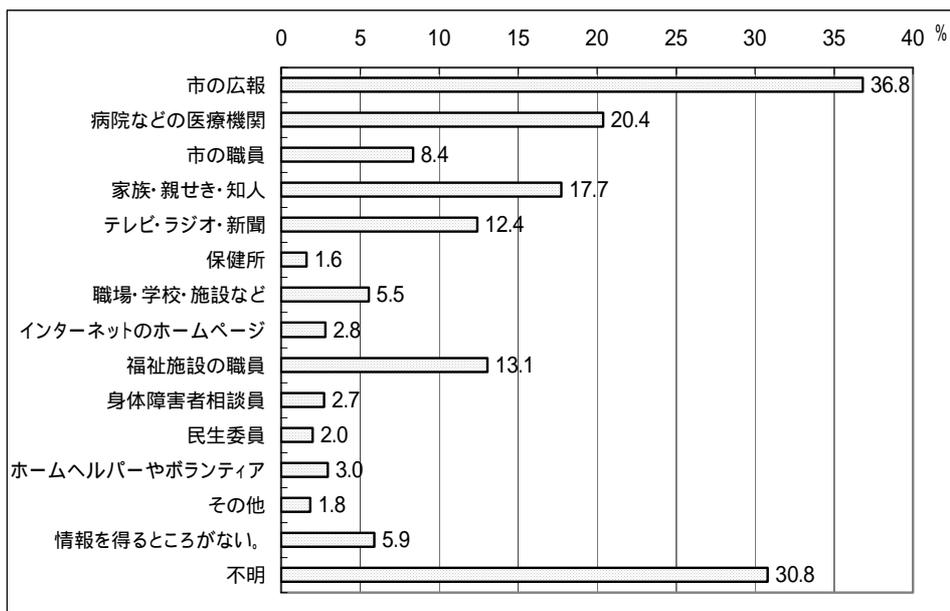
- ・回答数のうち「不明」786 票(58.1%)、「これらの中にはない」241 票(17.8%)、「補装具の交付・修理」79 票(5.8%)、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」66 票(4.9%)と、約 60%のサービス利用者が新体系サービス内容の情報が伝わっていないことを示しています。



福祉サービス情報源 (複数回答)・・・累計回答数：2,233 票

あなたは、福祉サービスなどに関する情報をどこから入手していますか。

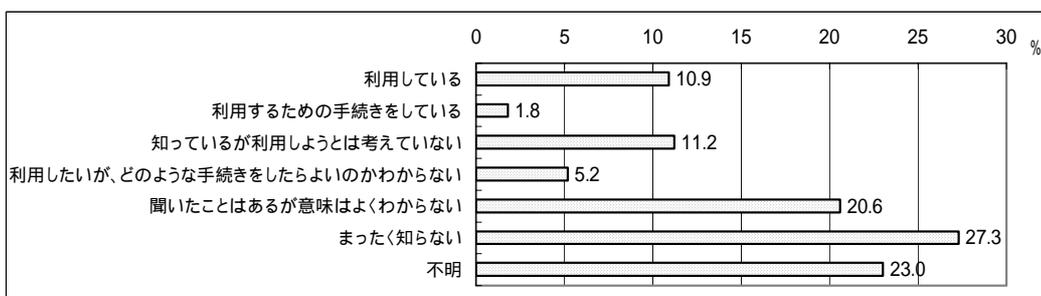
- ・回答数のうち「市の広報」498 票(36.8%)、「不明」417 票(30.8%)、「病院などの医療機関」276 票(20.4%)、「家族・親せき・知人」240 票(17.7%)と、市の広報が主体を占めていますが、不明の票数が多く、広報の未整備が分かりません。



障害者自立支援法の認知度 (単数回答)・・・回答数：1,353 票

あなたは、平成 18 年導入の「障害者自立支援法」利用に関する制度を知っていますか。

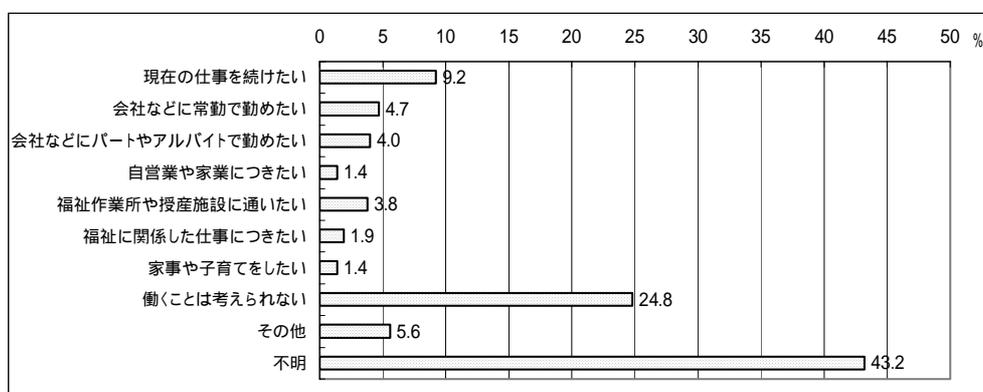
- ・回答数のうち「まったく知らない」369 人(27.3%)、「不明」311 人(23.0%)、「聞いたことはあるが意味はよくわからない」279 人(20.6%)と、約 70%の人が同制度について理解されていないことがわかります。



就労意欲（単数回答）・・・回答数：1,353票

あなたは、今後の仕事などについてどうしたいですか。

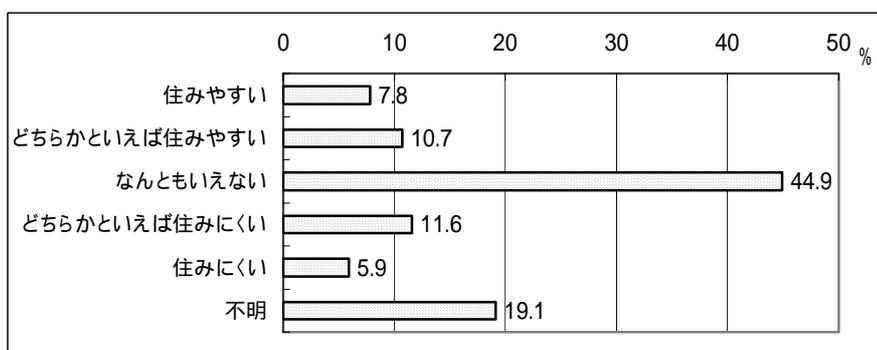
- ・ 回答数のうち「不明」584人(43.2%)、「働くことは考えられない」336人(24.8%)、「現在の仕事を続けたい」125人(9.2%)とつづいていますが、就労意欲のある人は375人(26.4%)となっています。
- ・ 身体障害者手帳所持者は「不明」529人(48.1%)、「就労意欲のある人」215人(19.5%)と、約半数が将来の就労に対して不安を抱えています。
- ・ 療育手帳所持者は「福祉作業所や授産施設に通いたい」44人(20.9%)を筆頭に132人(62.6%)と、約6割強の人に就労意欲があります。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者は「働くことは考えられない」28人(35.4%)、「就労意欲のある人」23人(29.1%)と約3割の人が就労意欲を持っています。



古河市の住みやすさ (単数回答)・・・回答数：1,353 票

古河市は、障害者にとって住みやすいとお考えですか。

- ・回答数のうち「なんともいえない」608人(44.9%)、「不明」258人(19.1%)、「どちらかといえば住みにくい」157人(11.6%)となっていますが、「住みやすい、どちらかといえば住みやすい」と感じている人は250人(18.5%)、「住みにくい・どちらかといえば住みにくい」237人(17.5%)と、両者は拮抗しています。
- ・3障害手帳所持者別では、「住みやすい、どちらかといえば住みやすい」と感じている人は精神障害者保健福祉手帳所持者が最も比率が高く19人(24.1%)、身体障害者手帳所持者210人(19.1%)、療育手帳所持者28人(13.3%)となっています。一方、「住みにくい・どちらかといえば住みにくい」と感じている人は療育手帳所持者65人(30.8%)、精神障害者保健福祉手帳所持者183人(16.6%)、身体障害者手帳所持者10人(12.7%)となっています。



住みにくい理由は何ですか

(複数回答)・・・累計回答数：1,000 / 237 人

- ・回答数のうち「バスや鉄道、駅の利用が不便」137票(57.8%)、「福祉サービスが不十分」128票(54.0%)、「病院などの医療機関が不十分」114票(48.1%)となっていますが、総合すると「交通関係不備」303票(30.3%)、「福祉施設関係不備」296票(29.6%)、「その他福祉・教育・交流活動の不備」382票(38.2%)と都市基盤整備及び生活上の福祉諸活動の遅れを指摘しています。
- ・身体障害者手帳所持者は、「バスや鉄道、駅の利用が不便」111人、療育手帳所持者は、「福祉サービスが不十分」46人、精神障害者保健福祉手帳所持者は「バスや鉄道、駅の利用が不便」、「福祉サービスが不十分」が同数の5人です。

まとめ

本アンケートを実施するにあたって、「古河市第1次障害福祉計画」でいうサービス見込量算定の推計値(参考値)算出の基本データを採集する目的もありました。

「障害者自立支援法」は、平成18年4月施行し、6ヶ月の算定期間を経て同年10月から本格的導入となりましたが、福祉サービス利用者にとっては、新サービスが分かりづらい一面を持っていたため、「不明」、「わからない」の回答者が多く、新サービスへの移行数推計値データとしては一部しか利用可能ではありませんでした。

このことは、福祉サービス利用者だけではなく、福祉サービス提供事業所等への広報が不十分だったと云わざるを得ないと考えられます。

今後、本法律の主旨及び福祉サービス体系を分かりやすく広報することに重点をおく必要があります。特に、「役所や銀行手続きは？」について約半数の人が「自分ではできない」と答えていることから、障害者をもつ家族及び一般市民への各種情報の提供(キャンペーン)と場所及び広報専門スタッフの確保が早急の課題だと云えます。

5. 障害者自立支援法 第八十八条抜粋

(市町村障害福祉計画)

<p>第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。</p> <p>2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み</p> <p>二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策</p> <p>三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</p> <p>四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項</p> <p>3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事業を勘案して作成されなければならない。</p> <p>4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p>
--

6. 障害者自立支援法に基づく新体系

	旧体系(支援費制度)によるサービス		新体系(障害者自立支援法)によるサービス	
居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・児・精)	➔	居宅介護	介護給付
	デイサービス(身・知・児・精)		重度訪問介護	
	ショートステイ(身・知・児・精)		行動援護	
	グループホーム(知・精)		重度障害者等包括支援	
施設サービス	重症心身障害児施設(児)		児童デイサービス	
	療護施設(身)		短期入所(ショートステイ)	
	更生施設(身・知)		生活介護	
	授産施設(身・知)		療養介護	
	通勤寮(知)		施設入所支援	
	福祉工場(身)		共同生活介護(ケアホーム)	訓練等給付
	福祉ホーム(知・精)		自立訓練(機能・生活)	
	生活訓練施設(精)		就労移行支援	
	授産施設(精)		就労継続支援	
	活動支援センター(精)		共同生活援助(グループホーム)	法定市町村単独
	地域生活支援事業			

表中の(身)は身体障害者、(知)は知的障害者、(児)は障害児、(精)は精神障害者のことです。

7 . 計画策定の経緯

古河市障害福祉計画策定委員会	
第 1 回策定委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画策定方針について ・ 障害福祉計画策定スケジュールについて ・ 障害福祉計画市民意向調査について
第 2 回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古河市障害福祉計画（案）について

古河市障害福祉計画策定委員会市民部会	
第 1 回市民部会	（地域福祉計画市民部会の 1 分科会として開催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画の策定について ・ 分科会長、副分科会長の選出 ・ 意見交換
第 2 回市民部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者意向調査結果について ・ 計画案骨子について
第 3 回市民部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の基本理念について ・ 平成 23 年度の数値目標の設定について ・ 障害福祉サービスの整備について
第 4 回市民部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理念について ・ サービス見込み量について ・ 計画書のスタイルについて ・ 計画内容について
第 5 回市民部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理念について ・ サービス見込み量について ・ 計画書のスタイルについて ・ 計画内容について

アンケート	
古河市障害者（児）福祉に関する計画づくりのためのアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳保持者（身体・知的・精神）を対象に 2,500 人へ配布
事業者移行要望アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古河市で障害福祉サービスを提供している 29 事業所（平成 19 年 2 月 1 日現在）を対象に実施

8 . 古河市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 11 月 20 日
告示第 336 号

(設置)

第 1 条 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、古河市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 計画案の市長への提言に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、古河市庁議規程(平成 17 年訓令第 1 号)第 2 条第 1 項に規定する者(市長を除く。)及び保健福祉部理事をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、助役 2 人をもって充てる。

2 委員長は、保健福祉担当助役をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、前項に規定する助役以外の助役をもって充て、その職務は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

5 委員長は、会議を公開することができる。

(市民部会)

第 6 条 効率的な計画を策定するに当たり、計画内容に市民等の意見を反映し、及び策定に必要な調査及び検討を行うため、委員会に市民部会を置く。

2 市民部会の委員（以下「部会員」という。）は、15 人以内で組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉に関する活動を行う者
- (3) 医療機関又は社会福祉施設
- (4) 社会福祉事業者
- (5) 社会福祉に係るボランティア団体
- (6) 公募による者

第7条 部会員の任期は、平成19年3月31日までとし、欠員を生じた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 市民部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。

2 部会長は、市民部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第9条 市民部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会員の委嘱後に開催する最初の市民部会の会議は、委員長が招集する。

2 部会長は、必要と認めるときは、市民部会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

（市長への報告）

第10条 委員会は、作成した計画案を市長に報告するものとする。

（事務局）

第11条 委員会及び市民部会の事務局は、保健福祉部社会福祉主管課に置く。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年11月20日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

9 . 古河市障害福祉計画策定委員会市民部会委員名簿

	所 属	氏 名	役 職
1	セルプあじさい古河	秋 山 律 子	会 長
2	身体障害者相談員	阿久津 佳 子	副会長
3	古河市身体障害者（児）福祉団体連合会	羽 部 喜代司	
4	心身障害者父母の会	船 橋 文 子	
5	古河地方家族会	三 浦 美重子	
6	知的障害者相談員	塚 田 恵美子	
7	総和地区ボランティア協会	藤 垣 喜久枝	
8	青嵐荘療護園	木 立 雅 人	
9	サフラン工房	牧 川 雅 一	
10	公募委員	戸 原 はる美	
11	公募委員	小 野 悦 子	
12	東京家政学院大学	吉 賀 成 子	

古河市障害福祉計画

平成 19 年 3 月発行

発行：茨城県古河市

編集：古河市福祉部障害福祉課

〒306-0221 茨城県古河市駒羽根 1501 番地

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-7564

URL shogai.fukushi@city.ibaraki-koga.lg.jp

編集協力：東京家政学院大学

(株)都市計画センター
